

平成28年12月13日  
総務省沖縄行政評価事務所

## 国道等の維持管理に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく改善意見の通知に対する改善措置状況＞

総務省沖縄行政評価事務所(所長:高江洲辰也)では、内閣府沖縄総合事務局が管理する直轄国道のより一層の安全性及び利便性を確保する観点から、平成28年4月から同年7月にかけて、国道6路線(道路延長約284km)を対象として、その維持管理状況を調査し、同年8月10日に、沖縄総合事務局に対して必要な措置を講ずるよう改善意見を通知しました。

この度、沖縄総合事務局から改善意見に対する回答がありましたので、その概要を公表します。

### 【照会先】

総務省 沖縄行政評価事務所 評価監視官

担当: 小川、友利

電話: 098-866-0159

FAX: 098-866-0146

Eメール: [okn12@soumu.go.jp](mailto:okn12@soumu.go.jp)

ホームページ: <http://www.soumu.go.jp/kanku/okinawa.html>

# 調査及び改善措置の概要

## 調査の背景

- ・ モノレール以外に鉄軌道が無い沖縄県において、道路は、経済・産業活動や社会を支える重要な基盤。中でも、国道は、幹線道路網を構成し、中心的な役割(沖縄総合事務局が管理する直轄国道は約284km)
  - ・ 道路管理者は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。
  - ・ 沖縄県の入域観光客数は、平成27年度に約793万人と過去最高を記録。近年、沖縄県では外国人観光客を含めた観光客数・レンタカー利用者も増加
  - ・ 行政相談にも、国道の適切な維持管理に関する申し出あり
- ⇒ 国道利用者が安全かつ快適に利用するために、道路、道路標識等の附属物の適切な維持管理は重要
- ⇒ 沖縄総合事務局が管理する直轄国道の維持管理の実施状況を調査

## 改善意見のポイント

- ・ 道路等巡回は、利用者、特に高齢者や障害者等の視点に立った具体的な点検項目を設定するなどして、これを活用した点検を行うこと
- ・ 道路標識については、「表示の薄れ」等の標識の視認性についての改善すべき事例の事例集を作成するなどにより、的確な点検・補修を実施すること
- ・ 今回、当事務所が指摘した事例については、計画的にその対策を行うこと



## 改善措置のポイント

改善意見の通知を受け、沖縄総合事務局は主に以下のような改善措置を実施

- ・ 今後、道路巡回は、特に高齢者や障害者の視点に立ったチェックリストを策定し、これに基づく的確な点検を実施
- ・ 道路標識の表示薄れ等については、事例集を携帯し道路利用者の目線で視認性を確認し、結果をパトロール日誌及び一覧表に記録し情報共有
- ・ 指摘を受けた事例について改善を実施。平成28年11月末までに全794か所のうち750か所(約94%)を改善。今後も計画的に改善を実施

# 1 歩道等の安全及び利便の確保

## 主な調査結果

- ① 732か所において改善を要すべき状況あり
  - ・ 視覚障害者誘導用ブロック 379か所 横断歩道橋 30か所 視線誘導標 135か所 地点標 142か所など
- ② 国道事務所における道路等巡回の点検項目は、高齢者や障害者等の視点に立った具体的な項目が無く、巡回員による視覚障害者誘導用ブロックや横断歩道橋の点検について、高齢者や障害者等の視点が十分に考慮されていない。また、視線誘導標(縁石鋸)など、点検の充実を図ることが必要な施設あり
- ③ 身体障害者団体から道路に特化した意見交換の場の設定要望

## 改善意見(沖縄行政評価事務所の通知)の要旨



- ① 道路等巡回の実施に当たっては、道路利用者、特に高齢者や障害者等の視点に立った具体的な点検項目を設定したチェックリスト等を策定するなどして、これを活用した点検を行うとともに、視線誘導標(縁石鋸)や地点標(百メートル標)等に係る点検を的確に実施すること。
- ② 今回、当事務所が指摘した事例については、計画的にその対策を行うこととし、特に、歩行者の安全が十分確保されていないものについては、速やかに必要な措置を講ずること。
- ③ 国道の改築等に当たっては、移動等円滑化基準に適合させるための必要な措置が講じられるよう、身体障害者団体等の意見・要望を取り入れる方策等を検討すること。  
また、今後、視覚障害者誘導用ブロックの設置に当たっては、道路管理者が異なる道路においても、地方公共団体等との協議を実施するなどして、その連続性が確保されるよう努めること。

## 改善措置状況(沖縄総合事務局の回答)の要旨



- ① 今後、道路巡回の実施にあたっては、交通バリアフリーの観点から道路利用者、特に高齢者や障害者の視点に立ったチェックリストを平成29年1月を目途に策定し、これに基づき的確な点検を実施していく。また、視線誘導標(縁石鋸)や地点標等についても破損・薄れ・視認阻害に関する点検を的確に実施する。
- ② 歩行者等の安全性確保が必要な指摘事例については迅速に改善を行っており、**平成28年11月末時点の改善率は98%(732か所中720箇所)**となっている。未改善の事例については、優先順位を定め予算措置等を行い対応スケジュール表に沿って随時改善。  
⇒ 視覚障害者誘導用ブロック [改善率99%]、歩道 [100%]、横断歩道 [73%]、防護柵 [100%]、視線誘導標 [100%]、地点標 [100%]、トンネル [33%] ※ 改善率は、いずれも平成28年11月末時点
- ③ 今後、国道の改築等の際には、交通バリアフリーの観点から各種障害者団体等の意見・要望を反映するよう沖縄県と合同で身体障害者団体との懇談会の開催を検討する。また、視覚障害者誘導ブロックの設置に際しては、連続性の観点から接続する各道路管理者と調整を行い、安全・安心な道路環境の整備を実施していく。

## 2 道路標識の維持管理

### 主な調査結果

- ① 62か所において改善を要すべき状況あり
  - ・ 案内標識 44か所 警戒標識 18か所
- ② 国道事務所による道路標識に係る点検では、「表示の薄れ」に係る補修の要否の判断が難しいこと等のため、長期間改善されないまま置かれる例あり。また、長期間改善されない事例については、巡回日誌等により把握されているが、組織的な管理が十分とはいえない。巡回員の点検は既存施設の損壊等が中心で、案内標識の表示の誤り等が把握されていない。

### 改善意見（沖縄行政評価事務所の通知）の要旨



- ① 道路等巡回における道路標識の状態等の確認に当たっては、「表示の薄れ」等による道路標識の視認性についての改善を図るべき事例の事例集を作成するなどにより、道路等巡回で「要観察」と判断された道路標識については、継続的に補修の要否を確認できるよう、一覧表を作成するなどして情報を共有し組織的に管理を行うこと。
- ② 案内標識に係る表示の誤りや標識間の整合性等表示内容に係る点検については、例えば定期的に点検を行うなど、点検方法に係る必要な措置を検討すること。
- ③ 今回、当事務所が指摘した道路標識に係る事例については、計画的にその対策を行うこととし、特に、案内標識及び警戒標識の設置の必要性を指摘した事例については、当該標識の設置について速やかに検討すること。

### 改善措置状況（沖縄総合事務局の回答）の要旨



- ① 道路標識の表示の薄れ等については、今回の指摘を踏まえた改善事例を事例集とし、道路等巡回時に巡回員が携帯し、道路利用者の目線で視認性を確認、結果を道路パトロール日誌に明記し、出張所、事務所において、情報共有を図るように努める。また、要観察と判断された道路標識については、一覧表を作成・状況把握を行い、優先順位を定め改善していく。
- ② 案内標識の表示内容の不整合については、歩道巡回時等における具体的なチェックリストを平成29年1月を目途に策定し、これに基づき的確な点検を実施していくとともに、案内標識位置図の更新（道路部門ポータルサイト掲載）にあわせて内容の点検を行う。
- ③ 案内標識及び警戒標識の指摘事例については、道路利用者の目線に立って改善を行っており、**平成28年11月末時点の改善率は48%（62か所中30箇所）**となっている。未改善の事例については、優先順位を定め予算措置等を行い、対応スケジュール表に沿って随時改善。  
⇒ 案内標識 [改善率30%]、警戒標識 [94%]

※ 改善率は、いずれも平成28年11月末時点。29年度末には、案内標識及び警戒標識合わせての改善率を97%を目標とする。

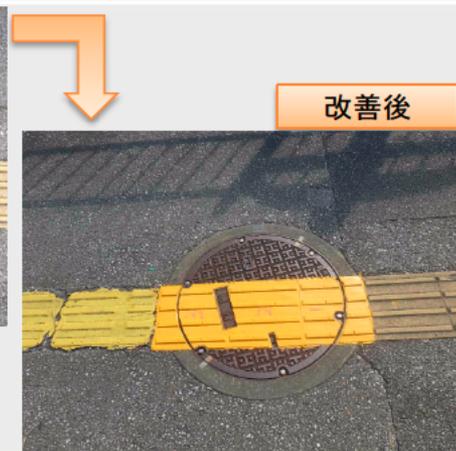
# 主な改善措置事例①（歩道等の安全及び利便の確保）

## 視覚障害者誘導用ブロック

【未接続】 国道331号の新道と旧道に設置されている誘導用ブロックが繋がっていなかったが改善されたもの



【途切れ】 マンホールにより誘導用ブロックが約87cm途切れていたが改善されたもの



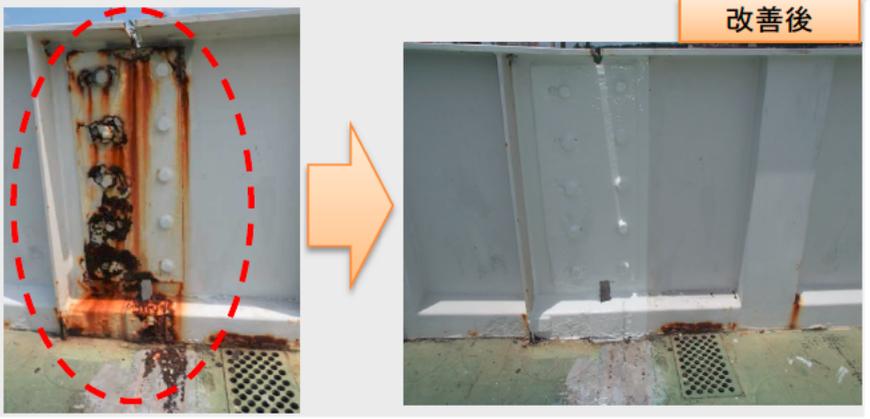
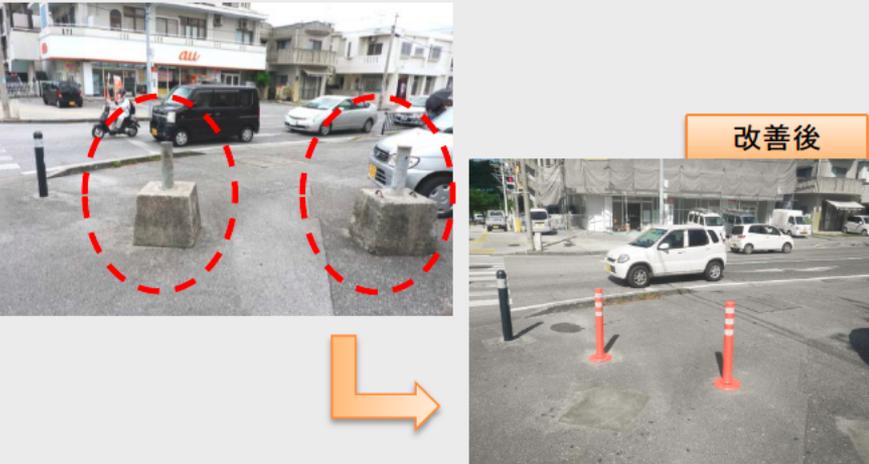
【未設置】 横断歩道までの誘導用ブロックが未設置であったが改善されたもの



【終端部点状ブロック未設置】 誘導用ブロックの終端に警戒を表す点状ブロックを未設置であったが改善されたもの



# 主な改善措置事例②（歩道等の安全及び利便の確保）

歩道	横断歩道橋
<p>【歩道に穴】 歩道の路面に深さ17cmほどの植栽柵跡の穴が空いたままで通行者に危険であったが改善されたもの</p>	<p>【腐食】 歩道橋の接合部が腐食し穴が空いているなど危険であったが改善されたもの</p>
 <p style="text-align: right;">改善後</p>	 <p style="text-align: right;">改善後</p>
<p>【危険な設置】 車止め（ポラード）の土台がコンクリート製でかつ夜間用の反射体がなく通行者に危険であったが改善されたもの</p>	<p>【未設置】 階段の最上部や踊り場に点状ブロックが設置されておらず視覚障害者にとって危険であったが改善されたもの</p>
 <p style="text-align: right;">改善後</p>	 <p style="text-align: right;">改善後</p>

# 主な改善措置事例③（道路標識の維持管理）

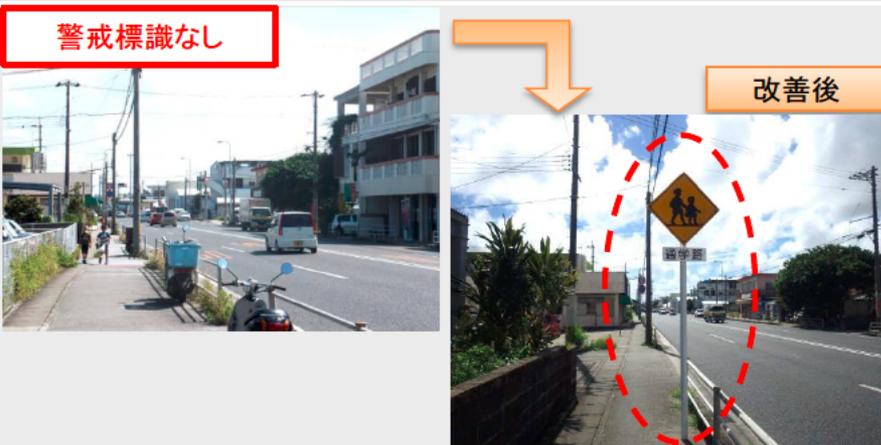
## 案内標識

【表示の薄れ】 標識の表示が劣化により薄れ、目的地を示す文字が視認し難かったが改善されたもの



## 警戒標識

【未設置】 下り車線側では「学校等あり」の警戒標識が撤去されたままであったが改善されたもの



【補助標識未設置】 案内標識の下に地名を示す補助標識が設置されていなかったが改善されたもの



【表示の薄れ】 標識の表示が劣化により薄れ、通学児童が通行する旨の警戒標識の表示が視認し難かったが改善されたもの



# (参考)用語の解説

用 語	解 説
移動等円滑化基準	国土交通省が「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき定めた「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年12月国土交通省令第116号)をいう。移動円滑化(バリアフリー)のために必要な道路の構造に関する基準を定めているものであり、高齢者、障害者等をはじめ全ての利用者のニーズに合ったより質の高い歩行空間の形成を求めている。また、本基準は、全ての道路に対して適合の努力義務が課されている。
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。「線状ブロック」(並行する線状の突起をその表面に付けたブロック)で移動方向を、「点状ブロック」(点状の突起をその表面に付けたブロック)で段差の存在等の警告又は注意を喚起する位置を示す。
防護柵	進行方向を誤った車両や歩行者等が路外などへ逸脱するのを防止し、これによる被害、損害などの発生を防止、軽減するために設置される。その用途から、車両用防護柵と歩行者自転車用柵に分類される。
視線誘導標	車道の側方に沿って道路線形等を明示し、運転者の視線誘導を行うために設置する施設。設置場所は、左側路側を原則とし、必要に応じて中央分離帯及び右側路側等にも設置する。
地点標	道路管理者が道路の管理を行う際に必要な施設であり、道路利用者に対しては、現在位置、目的地までの距離、走行方向の確認等の情報を提供する。原則として、道路の上り線及び下り線の左側路端に設置され、路線番号、起点名及び起点からの距離に関する情報等を表示する。
案内標識	道路標識のうち、目的地・通過地の方向、距離や道路上の位置を示すものであり、道路管理者が設置する。
警戒標識	道路標識のうち、道路上で警戒すべきことや危険を知らせ、注意深い運転を促すため設置するものであり、道路管理者が設置する。

(注) 「道路構造令の解説と運用」(公益社団法人 日本道路協会)、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(財団法人 国土技術研究センター)等に基づき、当事務所が作成した。

## 国道等の維持管理に関する行政評価・監視の結果に基づく改善措置状況

沖縄行政評価事務所

- 調査の実施時期：平成 28 年 4 月～28 年 7 月
- 調査対象機関：沖縄総合事務局
- 改善意見通知日：平成 28 年 8 月 10 日
- 改善意見通知先：沖縄総合事務局
- 改善措置等に関する回答年月日：平成 28 年 11 月 30 日

改善意見	回答（改善措置状況）
<p>1 歩道等の安全及び利便の確保</p> <p>総合事務局は、直轄国道の的確な維持管理を行い、もって道路利用者により一層の安全及び利便の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 道路等巡回の実施にあたっては、道路利用者、特に高齢者や障害者等の視点に立った具体的な点検項目を設定したチェックリスト等を策定するなどして、これを活用した点検を行うとともに、視線誘導標（縁石鋸）や地点標（100メートル標）等に係る点検を的確に実施すること。</p> <p>② 今回、当事務所が指摘した事例については、計画的にその対策を行うこととし、特に、歩行者の安全が十分確保されていないものについては、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>① 道路等巡回の実施にあたっては、交通バリアフリーの観点から道路利用者、特に高齢者や障害者の視点に立った具体的な点検項目を定めたチェックリストの策定について検討しており、平成 29 年 1 月を目途に策定する予定である。今後は、これを巡回員等に周知し、的確な点検を実施していく。また、視線誘導標（縁石鋸）や地点標等についても破損・薄れ・視認阻害に関する点検を的確に実施する。</p> <p>② 歩行者等の安全性確保が必要な指摘事例については迅速に改善を図るとともに、その他事例についても随時改善を行っている。また、未改善の事例については優先順位を定め予算措置等を行い、スケジュール表に沿って随時改善していくこととしている。</p> <p>指摘事例の改善状況は次のとおりである。</p> <p>●視覚障害者誘導用ブロックの改善指摘箇所 379 箇所の対応 H28 年 11 月末時点で改善箇所は 377 箇所 [改善率 99%]</p>

③ 国道の改築等に当たっては、移動等円滑化基準に適合させるための必要な措置が講じられるよう、身体障害者団体等の意見・要望を取り入れる方策等を検討すること。

また、今後、視覚障害者誘導用ブロックの設置に当たっては、道路管理者が異なる道路においても、地方公共団体等との協議を実施するなどして、その連続性が確保されるよう努めること。

H28 年度末時点で改善箇所は 377 箇所 [改善率 99%]

H29 年度末時点で改善箇所は 379 箇所 [改善率 100%]

●歩道の改善指摘箇所 36 箇所の対応

H28 年 11 月末時点で改善箇所は 36 箇所 [改善率 100%]

●横断歩道橋の改善指摘箇所 30 箇所の対応

H28 年 11 月末時点で改善箇所は 22 箇所 [改善率 73%]

H28 年度末時点で改善箇所は 29 箇所 [改善率 97%]

H29 年度末時点で改善箇所は 30 箇所 [改善率 100%]

●防護柵の改善指摘箇所 7 箇所の対応

H28 年 11 月末時点で改善箇所は 7 箇所 [改善率 100%]

●視線誘導標の改善指摘箇所 135 箇所の対応

H28 年 11 月末時点で改善箇所は 135 箇所 [改善率 100%]

●地点標の改善指摘箇所 142 箇所の対応

H28 年 11 月末時点で改善箇所は 142 箇所 [改善率 100%]

●トンネルの改善指摘箇所 3 箇所の対応

H28 年 11 月末時点で改善箇所は 1 箇所 [改善率 33%]

H28 年度末時点で改善箇所は 1 箇所 [改善率 33%]

H29 年度末時点で改善箇所は 3 箇所 [改善率 100%]

③ 今後、国道の改築等の際には、交通バリアフリーの観点から各種障害者団体等の意見・要望を反映するよう沖縄県と合同で身体障害者団体との懇談会の開催等を検討する。また、視覚障害者誘導用ブロックの設置に際しては、連続性の観点から接続する各道路管理者と調整を行い、安全・安心な道路環境の整備を実施していく。

## 2 道路標識の維持管理

総合事務局は、運転者等の安全及び利便をより一層確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 道路等巡回における道路標識の状態等の確認に当たっては、「表示の薄れ」等による道路標識の視認性についての改善を図るべき事例の事例集を作成するなどにより、的確な点検・補修を実施するとともに、道路等巡回で「要観察」と判断された道路標識については、継続的に補修の要否を確認できるよう、一覧表を作成するなどして情報を共有し組織的に管理を行うこと。
- ② 案内標識に係る表示の誤りや標識間の整合性等表示内容に係る点検については、例えば定期的に点検を行うなど、点検方法に係る必要な措置を検討すること。
- ③ 今回、当事務所が指摘した道路標識に係る事例については、計画的にその対策を行うこととし、特に、案内標識及び警戒標識の設置の必要性を指摘した事例については、当該標識の設置について速やかに検討すること。

① 道路標識の表示の薄れ等については、今回の指摘を踏まえた改善事例を事例集とし、道路等巡回時に巡回員が携帯することとする。これにより、道路利用者の目線で視認性を確認した結果を、道路パトロール日誌に明記し、出張所、事務所において、情報共有を図るように努める。また、要観察と判断された道路標識については、一覧表を作成・状況把握を行い、優先順位を定め改善していく。

② 案内標識の表示内容の不整合については、歩道巡回時等での点検方法を検討しており、平成 29 年 1 月を目途に具体的なチェックリストを策定する予定である。今後は、これを歩道巡回等の点検項目として巡回員等に周知し、的確な点検を実施していくとともに、案内標識位置図の更新（道路部門ポータルサイト掲載）にあわせて内容の点検を行う。

③ 案内標識及び警戒標識に係る指摘事例については、道路利用者の目線に立って速やかに改善を行っている。また、未改善の事例については優先順位を定め予算措置等を行い、スケジュール表に沿って随時改善していくこととしている。

指摘事例の改善状況は次のとおりである。

### ●案内標識の改善指摘箇所 44 箇所の対応

H28 年 11 月末時点で改善箇所は 13 箇所 [改善率 30%]

H28 年度末時点で改善箇所は 34 箇所 [改善率 77%]

H29 年度末時点で改善箇所は 42 箇所 [改善率 95%]

### ●警戒標識の改善指摘箇所 18 箇所の対応

H28 年 11 月末時点で改善箇所は 17 箇所 [改善率 94%]

H28 年度末時点で改善箇所は 18 箇所 [改善率 100%]